

申告の内容を間違えていたとき、申告を忘れていたとき



更正の請求や修正申告で誤りを訂正できます！

確定申告の内容が間違っていたのですがどうすればいいのですか？



申告の誤りは訂正できます！

「更正の請求」又は「修正申告」を行います！

確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合、次の手順で訂正することができます。詳しくは、税務署にお尋ねください。

税額を多く申告していたときは「更正の請求」を！

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められた場合は、納め過ぎた税金が還付されます。

【更正の請求の手続】

手続◎「更正の請求書」に、既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄税務署に提出してください。「更正の請求書」は、国税庁ホームページの「税務手続の案内」からダウンロードしていただくか、税務署の窓口で入手できます。

期間◎「更正の請求」ができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内です。

「更正の請求」期限の具体例

- 所得税（平成20年分）
平成22年3月16日（火）まで
- 個人事業者の消費税及び地方消費税（平成20年分）
平成22年3月31日（水）まで



税額を多く申告していたときは更正の請求で、少なく申告していたときは修正申告ね！

税額を少なく申告していたときは「修正申告」を！

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に訂正してください。修正申告によって納付すべき新たな税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税（注意②）と併せて納付してください。

【修正申告の手続】

手続◎「修正申告書」に、既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄税務署に提出してください。修正申告に必要な書類は、国税庁ホームページの「税務手続の案内」からダウンロードしていただくか、税務署の窓口で入手できます。

期間◎修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告してください。

注意◎①税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたりすると、新たに納めることになる税額の10%又は15%の過少申告加算税（重加算税は35%）がかかる場合があります。
※当初の申告が期限後申告であるときは、新たに納めることとなる税額の15%又は20%の無申告加算税（重加算税は40%）がかかります。

②修正申告によって新たに納付することになった税額を納めるときは、法定納期限の翌日から納付日までの期間について、延滞税がかかりますので併せて納付してください。

申告を忘れていたときは速やかに申告・納付してください！

申告期限後であっても申告は必要です！

期限内に確定申告することを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。確定申告期限を過ぎてからの申告を期限後申告といいます。申告書の用紙は国税庁ホームページの「税務手続の案内」からダウンロードしていただくか、税務署の窓口で入手できます。

期限後申告をしたり、申告をしないために税務署から所得金額の決定を受けたりすると、納めるべき税金の15%又は20%の無申告加算税（重加算税は40%）がかかります。期限後申告によって納める税金は、申告書を提出した日が納期限となります。また、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

なお、納付書は税務署又は所轄の税務署管内の金融機関で用意しています。